

承認基準確認書

下記の項目について確認し、「後援等承認及び教育長賞交付申請書」に添えて提出をお願いいたします。

※後援等の承認には、全ての要件を満たしていることが必要です。

※「承認基準確認書」は、承認基準について申請書提出前に自己チェックしていただくための様式です。

※すべての項目に○印を記載されていた場合でも、審査の結果、後援等をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

| 承認の基準 | 申請者 確認欄 (○/×) | 教育 委員会 確認欄 |
|--|---------------------|------------------|
| 【1】 高い公益性を有し、または公益を増進する事業であって、市民の教育又は文化の振興に寄与するものと認められること。 | | |
| 【2】 特定の者を対象とした事業でないこと。ただし事業の効果が広く市民に波及すると認められるものについてはこの限りではない。 | | |
| 【3】 宗教団体、もしくは政党が主催または共催する事業、又は政治的もしくは宗教的な趣旨、目的等を有すると認められる事業でないこと。 | | |
| 【4】 暴力団員又は暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者が主催又は共催する事業でないこと。 | | |
| 【5】 営利または商業宣伝を目的としていると認められる事業でないこと。 | | |
| 【6】 公序良俗に反する事業その他社会的な非難を受けるおそれのある事業でないもの。 | | |
| 【7】 主催者について、その所在が明確であり、事業を遂行する能力を十分に有すると判断されるものであること。 | | |
| 【8】 開催日時、場所等について、事業の開催が確実なものであり、その会場について公衆衛生、災害防止等において、通常考えられる安全性を具備していると認められること。 (「開催場所の使用許可等手続き」、「感染症に対する対策」、「食品提供のある事業等については公衆衛生上等の措置」、「スポーツ事業等については、事故防止、救護体制及び、補償(保険等)措置」等について必要な手続きおよび適切な措置が講じられている など) | | |
| 【9】 大分市内で開催されるものであること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業または本市の施策を広く一般に周知できる等、市民の教育又は文化の振興のために必要であると認められる事業については、この限りではない。 | | |
| 【10】 入場料・参加料等が徴収される場合は、徴収される額および目的が適正かつ明確であること。 (入場料・参加料等が有料の場合は「収支予算書」を添付してください) | | |

確認年月日： 年 月 日

確認者(氏名)：